

安全マネジメントの充実

◆安全管理規程◆

平成18年10月、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」の施行に基づき、輸送の安全を確保するための事業の運営方針に関する事項等を定めたもので、安全統括管理者を中心とした安全管理の責任体制及びその管理実施方法等を規定した、「鉄・軌道事業安全管理規程」「自動車事業安全管理規程」をそれぞれ制定しました。

◆安全方針・安全重点施策◆

安全管理規程に基づき、安全に係る基本的な姿勢を示した「安全方針」を平成18年12月に制定しました。平成28年4月、改めて安全に対する姿勢を明確に示し、職員の安全意識の向上を図るために改定しました。交通局経営方針の冒頭にある「都民やお客様の信頼に応えるため、安全・安心を最優先し、全職員が一丸となって、災害に強く、事故のない都営交通」の実現を目指して、4つの具体的な取組を『安全方針』として定めています。

この安全方針を具体化した「安全重点施策」を毎年度策定し、これを着実に実施することにより、安全の確保を図っています。

安全方針

私たちは、都民やお客様の信頼に応えるため、
安全・安心を最優先し、全職員が一丸となって、
災害に強く、事故のない都営交通を実現します。

このため

- 決められたルールを確實に守り、厳正に職務を遂行します。
- 常に情報を共有し、問題意識を持って職務に当たり、事故の芽を確実に摘み取ります。
- 安全・安心な車両、設備などを提供します。
- 安全を守るための取組を絶えず見直し、改善・実行します。

◆安全管理体制の見直し◆

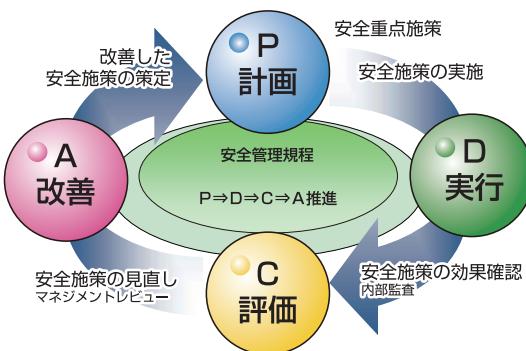
輸送の安全確保に関する重点施策などの計画を策定し、これを着実に実行するとともに、安全マネジメント内部監査の結果などを踏まえて検証を行い、継続的な改善を行うことにより、P D C Aサイクルを適切に機能させ、経営トップから事業所まで一丸となった安全管理体制の強化に取り組んでいます。

◆安全マネジメント内部監査

年に1回、安全管理に係る取組が、安全管理規程等に定めるルールどおりに実施されているかを確認するとともに、こうした取組の見直し・改善状況をチェックしています。

◆マネジメントレビュー

安全マネジメント内部監査の指摘項目、安全重点施策の実施状況及び安全統括管理者の意見等をもとにしたマネジメントレビューを行い、次年度の計画策定に反映させています。



◆「都営交通 安全の日」◆

お客様の安全・安心の確保を最優先にする姿勢と決意を示す取組として、平成19年から、毎年6月13日を「都営交通 安全の日」に定めました。この日は、浅草線浅草橋駅でのドア挟みによる死亡事故(平成6年)、都電荒川線での車両衝突事故(平成18年)という2つの重大事故が発生した、交通局職員が決して忘れてはならない日です。

安全の日を中心に、安全標語の募集、意見交換会、巡回や点検強化などを実施しています。

これからも二度とこのような事故を引き起こさないために、全職員が一丸となって安全輸送の確保に全力で取り組んでいます。



▲事業所巡回▲



▲事故防止研修
▲「安全の誓い」の碑の清掃

◆「事故から学ぶ展示室」◆

安全意識の高い職場風土をつくるため、過去の事故事例を基にした教育用資料の展示室を開設しています。

(注)本施設は職員研修用のため、一般には公開しておりません。



▲事故から学ぶ展示室